



No.6 平成26年11月28日

後期中間テストが終わりました。テストの返却がありますが、今一度、各教科の問題をもう一度、解いて確認をしておくことが大切です。

11月の目標 **「5 授業に集中しよう。」**

学校にいる時間の80%を占めるもの、それが授業です。授業は学校生活で一番大切なものです。今年あと一ヶ月の**授業を大切に集中して引き続き受けよう！**

12月の目標は・・・ **「9 貴重品は自分で管理しよう。」**

自分個人のものや学校全体のものです。私たちにとって、どちらも大切なもの＝貴重品です。

①自分個人のものについて

・上靴に名前の記名を位置づけています。まだ書いていない生徒は、かかとのところに記名してください。自分の持ち物には必ず記名するようにしましょう。

未だなお、ハイカットの靴を履いてくる、くるぶしソックスの生徒を見受けます。学校内でも注意して指導しています。ご家庭でもご指導ください。

・不要物を学校に持ちこまないことこそ、「貴重品を自分で管理する」何よりの第一歩です。もし、お金を持ってきたときは、必ず朝会時に担任の先生にあずけてください。

②学校全体のものについて

・みんなが気持ち良く登下校できるようにと地域や保護者の方が植えて下さった校内の花、地域の方がボランティアで定期的に生けてくださる公衆電話横の生花、学校は人の気持ちがこもったものであふれています。

そんな中で、皆さんが毎日学ぶために使っている机、椅子。特に落書きをしている机があることは、非常に残念です。すぐに消してください。卒業するまで持ち上がるので今の自分の机を大切に使用してください。

- マフラー、ネックウォーマ、手袋は校内では、はずしましょう。
- 教室にストーブを設置しました。点火してもよいかどうかは、先生に聞いてください。校舎玄関の温度計が10℃以下のとき点火を認めています。

ストーブへの「いたづら」や「約束事項」などが守れない場合は、使用禁止にします。クラスの仲間がいやな思いを受けないように大切に扱いましょう。



～取組み～

12/17(水)に「**大掃除**」を行います。
みんなで、今年使った自分たちの教室を
ピッカピカにしましょう。

【生活美化委員会】

～ お知らせ ①～ ☆ケータイ・スマホ・ネットについて

インターネット上のホームページやケータイ電話やスマートフォンのメールなどが原因でトラブルや事件が多発しています。悪質なものについては、広島県警のサイバー犯罪の担当者が捜査することもあります。使用する場合には、社会のルール・マナーを保護者としてしっかり話し合ってお守りするようにしましょう。

利用に関して、家庭内で約束していることはありますか？

・時間制限 ・利用時間帯 ・利用料金 ・利用目的など

～ お知らせ ②～ ☆登下校における交通事故発生時の対応について（市教委より）

最近、生徒の登下校中に自動車のドアミラー等との接触事故が多く発生しています。

特に、夏季の交通事故例のとおり、生徒に接触した運転手が警察に届けることなく、その場から立ち去るケースが多発していることから警察署から「注意喚起」の依頼がありました。

【交通事故例】

1 自動車との接触後、一旦停止するが、運転手が車から降りることなくそのまま立ち去るケース。

2 自動車との接触後、運転手が一旦車から降りて、あるいは車の窓越しから生徒のケガの状況等を確認するが、生徒が「大丈夫」と応えてしまうと、そのまま立ち去るケース

※ 警察によれば、上記のケースは運転手にいずれも「事故不申告」「報告義務違反」「救助義務違反」などで罪を問われる可能性があると同っています。

※ ついては、交通事故が発生した場合には、**近くの人に助けを求めるなど、必ず事故現場から警察署（110番）に連絡**することです。

☆冬休みの生活については、生徒に配布する「冬休みの生活」に載せます。しっかり読んで、良い一年の締めくくりにするとともに、良い一年のスタートをきるきっかけとしましょう！
なお、保護者用については、12月22日（月）に生徒に配布しますので、ご覧ください。